

# 不動産登記受付帳（行政文書） 開示実施手数料の変更について

令和8年1月1日から、当局が保管する全ての不動産登記受付帳を電磁的記録により保存することとしました。そのため、**令和8年1月1日以降に不動産登記受付帳の開示を請求された場合、開示実施手数料**は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第13条第1項第2号」の別表に基づき、**以下のとおり変更**となりますので、お知らせします。

なお、商業・法人登記受付帳の開示実施手数料額は、従前と変更はありません。

## 【令和8年1月1日以降に不動産登記受付帳（電磁的記録）を請求する場合の開示実施手数料】

| 行政文書の種別 | 開示の実施方法         | 開示実施手数料額                                 |
|---------|-----------------|------------------------------------------|
| 電磁的記録   | 用紙に出力したものの閲覧    | 用紙100枚までごとにつき <b>200円</b>                |
|         | 用紙に出力したものの交付    | 用紙1枚につき10円                               |
|         | 光ディスクに複写したものの交付 | CD-R1枚につき100円に <b>1ファイルごとに210円を加えた額</b>  |
|         |                 | DVD-R1枚につき120円に <b>1ファイルごとに210円を加えた額</b> |

### 【注】

「1ファイル」とは、一つの登記所の1年分の情報（1月から12月までの期間分）をいいます。

【例1】令和8年1月分（本局）を請求する場合⇒1ファイル

【例2】令和8年1月～3月分（本局）を請求する場合⇒1ファイル

【例3】令和8年1月4日から同月10日までの分（本局）を請求する場合⇒1ファイル

【例4】令和8年1月分（本局、A支局、B支局）を請求する場合⇒3ファイル

【例5】令和7年12月分及び令和8年1月分（本局）を請求する場合⇒2ファイル

【例6】令和7年10月～12月分（本局）を請求する場合⇒1ファイル

\*手数料額の例（令和8年1月分（本局）を請求する場合）

100円（CD-R）+210円（1ファイル）=310円

行政文書開示請求書提出時に300円を納付していただきますので、開示実施決定後に10円が追加となります。

## 【商業・法人登記受付帳（文書（書面））を請求する場合の開示実施手数料】 **変更なし**

| 行政文書の種別 | 開示の実施方法                              | 開示実施手数料額                                 |
|---------|--------------------------------------|------------------------------------------|
| 文書（書面）  | 閲覧                                   | 100枚までごとにつき <b>100円</b>                  |
|         | 複写機により用紙に複写したものの交付                   | 用紙1枚につき10円                               |
|         | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付 | CD-R1枚につき100円に <b>当該文書1枚ごとに10円を加えた額</b>  |
|         |                                      | DVD-R1枚につき120円に <b>当該文書1枚ごとに10円を加えた額</b> |